

令和5年6月定例教育委員会  
議案説明資料

報告 0件

議案 1件

---

計 1件

番号	議案第15号	担当	教育総務部 学校給食課
議案名	松原市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命について		
説明	<p>松原市立学校給食センター条例第5条第3項及び同条例施行規則第4条に基づき、松原市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命を行うものです。</p> <p>(市立関係学校長1名、市立関係学校PTA代表4名、教育委員会事務局職員1名、その他教育委員会が必要と認める者3名の計9名)</p> <p>(任期) 委嘱日から令和6年7月10日まで</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

松原市立学校給食センター運営委員会委員名簿

任期：令和6年7月10日まで

	氏名	役職又は所属	分類	備考
1	<u>上</u> 口 裕子	松原市立恵我小学校	市立関係学校長	継続
2	<u>藤</u> 原 昭子	松原市立恵我南小学校	市立関係学校長	継続
3	<u>中</u> 田 繁	松原市立松原第四中学校	市立関係学校長	継続
4	<u>和</u> 田 貴代	松原市立松原第七中学校	市立関係学校長	新規
5	<u>上</u> 地 典之	松原市立松原北小学校	市立関係学校PTA代表	新規
6	<u>花</u> 岡 貴浩	松原市立天美西小学校	市立関係学校PTA代表	新規
7	<u>大</u> 部 ひろみ	松原市立わかばこども園	市立関係学校PTA代表	新規
8	<u>北</u> 山 明伸	松原市立松原第七中学校	市立関係学校PTA代表	新規
9	<u>長</u> 尾 彰太郎	教育推進課長	教育委員会事務局職員	新規
10	<u>福</u> 園 梓紗	松原市立河合小学校	その他教育委員会が必要と認める者	新規
11	<u>瀬</u> 尾 麻衣子	松原市立松原第三中学校	その他教育委員会が必要と認める者	継続
12	<u>穂</u> 積 正俊	松原市医師会	その他教育委員会が必要と認める者	継続
13	<u>河</u> 村 忠成	松原市立歯科医師会	その他教育委員会が必要と認める者	継続
14	<u>竹</u> 中 隆男	松原市立布忍小学校	その他教育委員会が必要と認める者	継続
15	<u>山</u> 田 悟朗	松原市立松原第四中学校	その他教育委員会が必要と認める者	新規
16	<u>末</u> 正 志穂	松原市立天美北小学校	その他教育委員会が必要と認める者	継続
17	<u>小</u> 谷 良広	松原市立天美北小学校	その他教育委員会が必要と認める者	継続
18	<u>藤</u> 田 雅俊	松原市立松原第七中学校	その他教育委員会が必要と認める者	新規
19	<u>佐</u> 伯 陽子	松原市立天美西小学校	その他教育委員会が必要と認める者	継続

※下線部が新たに委嘱及び任命する委員

○松原市立学校給食センター条例

昭和47年3月31日条例第12号

(運営委員会)

第5条 給食センターに松原市立学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、学校給食に関する重要な事項を協議決定し、給食センターの運営について審議する。

3 運営委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。

○松原市立学校給食センター条例施行規則

昭和47年5月25日教委規則第2号

改正

昭和54年2月26日教育委員会規則第1号

平成元年7月31日教育委員会規則第21号

平成24年11月1日教育委員会規則第13号

平成30年8月9日教育委員会規則第3号

令和3年3月31日教育委員会規則第2号

松原市立学校給食センター条例施行規則

(運営委員の選出)

第4条 条例第5条に規定する運営委員会の委員は次の各号に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

- (1) 市立関係学校長
- (2) 市立関係学校PTA代表
- (3) 教育委員会事務局職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(運営委員会の委員の定数及び任期)

第5条 運営委員の定数は20人以内とし、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。